

役員の在任年齢に関する規程

(総則)

第1条 この規程は、一般社団法人日本旅行業協会の役員の在任年齢について定めるものである。

(在任年齢)

第2条 役員の在任年齢は、原則として満65歳までとする。但し、任期途中の場合は、その日以降最初に開催される定時総会の日までとする。

2. 前項にかかわらず、当該役員の知識及び経験が協会運営上必要であると会長が認めた場合は、在任年齢を延長することができる。

附 則

この規程は、平成17年10月1日から施行する。

改 正

平成19年5月18日 理事会承認

平成23年4月1日 一般社団法人移行による読み替え